

乳児等通園支援制度*の概要

*いわゆる「こども誰でも通園制度」以下同じ。

1. 制度の目的

こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、保護者の働き方やライフスタイルにかかわらず、子育て家庭への支援を強化し、社会全体で子どもの成長を支えることを目的としています。【次頁図参照】

2. 対象者

0歳6か月から満3歳未満で、保育所等※を利用していない子ども

※ 認可外保育施設を利用している場合は対象、企業主導型保育事業所を利用している場合は対象外となる。

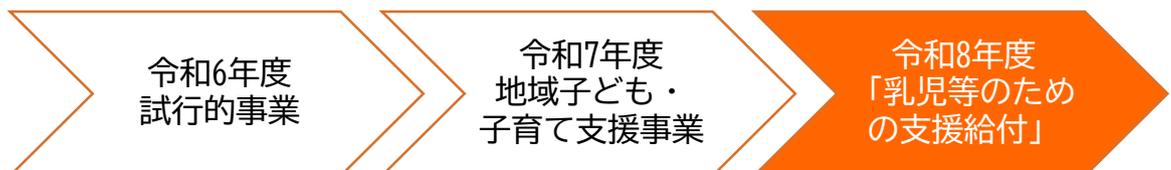
3. 利用の仕組み

- 利用可能時間：月10時間まで（自治体判断で10時間を超える実施も可）
- 利用施設：保育所等、幼稚園、児童発達支援センターなど
- 柔軟な利用：時間単位での利用が可能で、保護者の就労要件は問わない。

4. 制度の意義

- 子どもの成長を中心に据えた仕組み
家庭とは異なる経験や、他の子どもとの交流を通じて、社会性や情緒の発達を支援します。
- 保護者への支援
保育者との関わりを通じて、孤立感や不安感の軽減を図ります。

5. 実施スケジュール



※こども誰でも通園制度が令和8年度から給付制度となり、全市町村で実施されることに伴い、子ども・子育て支援事業支援計画に、同制度に関する記載を追記する。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。
 （※）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化

